

新郷村立小・中学校教育職員等の
働き方改革プラン
(令和8年度～令和10年度)

令和8年3月
新郷村教育委員会

はじめに

新郷村教育委員会では、村民憲章の理念（美しい村・明るい村・豊かな村・幸せな村・住みよい村）を実現するため、家庭・学校・地域が一体となって共に取り組むこととしています。

社会が急速に変化する中で学校を取り巻く環境は、ますます複雑化・多様化し、学校への期待や役割が増え続け、教育職員の長時間勤務の実態が全国的に明らかになっています。また、新しい時代の教育に向けて学習指導要領が改訂されるなど、ますます教育職員の負担が増大することが見込まれています。

このような中、平成31年1月に中央教育審議会に取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申では、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自ら人間性や創造性を高め、こどもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指して、働き方改革を進めていく必要があることが示されています。また、県においても令和8年2月に学校における働き方改革プラン（令和8年度～令和10年度）を策定し、教育職員の働き方改革に向けた取組を推進しています。

学校における働き方改革とは、単に教育職員の在校等時間の縮減を目的とするものではありません。在校等時間の縮減を通して、教育職員が心身ともに健康で、心にゆとりを持って、ワーク・ライフ・バランスを実現し、公私ともに充実した時間を送ることで、自身の人間性や創造性を高め、ひいては教育活動にも良い影響として還元される。ここに学校における働き方改革の目的があると考えています。

このような背景から、新郷村教育委員会では、「新郷村立小・中学校教育職員等の働き方改革プラン（令和8年度～令和10年度）」を策定し、教育職員の業務負担軽減を図りながら、教育の質の向上、教育職員の健康保持及び自己研鑽のための時間確保、多くの人材が教職を目指したくなる学校現場等を実現するため、学校・家庭・地域と連携しながら取組を進めこの実現に向けた取組を進めます。また、このプランを、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条第1項に基づき、「サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」に位置付けます。

1 学校における働き方改革を進める目的

(1) 教育の質向上

働き方改革は、単に時間外勤務時間（長時間労働）を削減することだけを目的に行うものではありません。教育職員がこどもたちの教育に必要な業務の適正化を図ることにより、授業内容の改善やこどもたちと向き合う時間が十分に確保され、より効果的な教育活動（教育の質の向上・維持）を行うことが出来るようになります。

(2) 教育職員の心身健康保持

時間外勤務が長くなる等、過度な長時間勤務が続くと、心身の疲労や疾患リスクが高まると言われています。日々教育の最前線に立つ教育職員の健康状態は、こどもたちの心の安定や学力形成、生徒指導にも影響を及ぼす恐れがあります。教育職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進します。

(3) 生活と仕事の充実

教育職員個々の生活を充実させることは、仕事を充実させる基本となります。教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備することは何よりも重要となってきます。働き方改革によって生み出された時間を自己研鑽や余暇に当てることで、教育職員個々の人生がこれまで以上に豊かなものとなるようにします。

2 プランの期間・目標等

(1) 期間

令和8年度から令和10年度までの3年間を取組期間として、働き方改革の推進に取り組みます。また、令和11年度以降については、3年間の取組状況を検証し、プランの改善や見直しを行います。

(2) 教育職員の業務量の適正な管理等に関する方針

①対象の範囲

文部科学省指針に基づき、本プランに掲げる措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とします。

教育職員

義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

②「勤務時間」の考え方

「勤務時間」とは、文部科学省の指針における「在校等時間」とします。所定の勤務時間外に校内において、自らの判断に基づき自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとしします。また、校外勤務についても、職務として行う研修への参加や子どもたちの引率等の職務に従事している時間については、対象として合算します。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとしします。「臨時的な特別の事情」とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめや学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し子どもたちに深刻な影響が生じている、又は生じる恐れがある場合などを指すものです。

③新郷村立小中学校の教育職員の勤務時間の上限

令和2年3月に青森県教育委員会が策定した「学校における働き方改革プラン」を踏まえて、新郷村立小中学校の教育職員の勤務時間の上限を次のとおりとします。

【原則】

- 時間外勤務 ①1カ月： 45時間以内
②1年間：360時間以内

【特例】

子どもたちに係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

- 時間外勤務 ①1カ月：100時間未満
②1年間：720時間以内

※月45時間超は年間6カ月以内、複数月平均80時間以内

※教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

※教育職員の勤務時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

年次有給休暇取得日数

全教育職員 年5日以上取得

3 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月の時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にします
- ・ 1年間における 1 箇月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 7 日以上にします【5 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0 %まで減少させます【4 %】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します

4 新郷村の現状

本村では、令和 6 年 5 月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「新郷村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本村における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりです。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32.6 時間	15.4 %	0 %
中学校	月 40.0 時間	16.7 %	8.3 %

時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合が小・中学校の平均で 16.0%と多くなっています。また、月 80 時間を超える教育職員もいます。

要因把握を行い、業務の平準化や効率化、意識改革等の具体的な対策を行うことによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

5 プランを達成するための主な手立て

【教育委員会における取組】

教育委員会では、本プランに掲げる目標を達成するため、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

(1) 働きやすい環境の整備

①教育職員の意識改革

ア 業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例を周知し、週1回「ノー残業デー」の設定をするなど、意識の醸成に努めます。

イ 働きやすい環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

②長期休業期間中における「学校閉庁日」等の設定

ア 学校閉庁日を村内一律で設定し、全校で休暇が取りやすい環境づくりをします。

③弾力的な勤務時間の割振り

ア 修学旅行等の引率業務や学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事・事前準備等における4週間単位の変形労働勤務時間制の活用の推進を図るため、一層の周知に努めます。

④メンタルヘルス対策の充実

ア ストレスチェックを実施するとともに、教育職員自らがストレスを予防・軽減できるように、メンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス等健康相談事業について、その活用の周知に努めます。

⑤地域の人材の有効活用

ア 地域の教育力を活用し、学校活動の全般において地域の協力を得ながら、学校運営体制の充実や教育職員の負担軽減を図ります。

イ 外部人材（指導者）の指導力向上のため、研修会への参加を促します。

⑥専門スタッフの活用

- ア 児童生徒の国際理解教育や外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手を配置します。
- イ こどもたちや保護者等への相談活動等を行う、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置と緊急時における速やかな派遣に努めます。また、教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ウ 教員の業務支援のための県スクール・サポート・スタッフの活用を推進します。
- エ 特別な配慮を必要とするこどもたちの学校生活における安全の確保と学習環境を整えるため、特別支援教育支援員の配置拡充に努めます。
- オ 学校が組織として医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。

⑦校務支援システムの導入

- ア 成績処理などを行う支援システムやメール機能などを有するグループウェアを備えた「校務支援システム」を導入し、業務の軽減を図ります。また、青森県内で共通のシステムを導入し、教育職員が異動した際でも活用できるような仕組みづくりに努めます。

⑧ICT環境の整備

- ア ICT環境の整備を行い、校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減します。また、教育職員が効率的に業務を行えるような職場環境の改善を目指し、必要な支援や情報提供を行います。

⑨学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等について各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
- イ 放課後から夜間における見回りについては、地域住民による日常的な見守り活動等とし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ウ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- エ 学校徴収金の徴収・管理について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の検討を進めます。

(2) 部活動指導に係る負担の軽減

①部活動休養日等の完全実施

ア 教員の部活動指導における負担が過度にならないように、全ての部活動における休養日等の設定の定着を図るため、学校に対して、継続的に働きかけを行います。

②活動の地域展開

ア 令和9年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を目指します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進めます。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

①在校等時間の客観的な計測・記録

ア 出退勤時間の適切な管理により、勤務状況を証明するため保存管理を行います。

②勤務時間を客観的に把握する仕組みの構築

ア 学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、県における新任校長・教頭研修等において、職員の勤務時間の管理、健康安全の管理、校内組織の管理を始めとしたマネジメント能力を養成する研修等を通じての意識改革と実践力の向上を図ります。

③教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

ア 教諭等及び事務職員の業務を学校管理規則等により定め、明確化・適正化を図ることにより、本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境整備に努めます。また、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努めます。

イ 村内学校事務の共同実施を行っているが、実施形態等をより効率的に業務を行えるような仕組みづくりに努めます。

④調査業務等の見直し

ア 学校に送付する文書類（電子データ含む）を精査し、縮減に努めます。

イ 学校への調査・照会等を精選するとともに、様式の簡略化や添付書類の削減・廃止見直し等を行います。

ウ グループウェア等を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

【学校における取組】

各学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した取組を、校内の意思統一を図りながら、主体的・組織的に推進するものとします。

(1) 働きやすい環境の整備

①教職員の意識改革

- ア 年次休暇の計画的利用を推進します。
- イ こどもの学校行事等があったときに、年次休暇を取得できるよう配慮します。
- ウ 業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例を周知し、週1回「ノー残業デー」の設定をするなど、意識の醸成に努めます。
- エ 働きやすい環境作りのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

②長期休業期間における年次休暇（まとめ取り）の推進

- ア 長期休業期間における年次休暇（まとめ取り）の積極的利用を推進します。

③弾力的な勤務時間の割振り

- ア 修学旅行等の引率業務や学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事・事前準備等における4週間単位の変形労働勤務時間制の活用を推進します。

④メンタルヘルス対策の充実

- ア 教職員が気兼ねなく情報交換や相談ができる雰囲気醸成に努めます。
- イ ハラスメントを防止し、教職員自らがストレスを予防・軽減できるように、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

⑤教職員間の業務の平準化

- ア 業務運営が効率的、効果的になされるよう、校務分掌等の見直しを行います。
- イ 教職員間で業務を分担し合える体制づくりに努めます。
- ウ 担当する業務等についての情報交換を密にし、教職員同士の連携を強めます。

⑥地域の人材の有効活用

- ア 地域の教育力を活用し、学校と地域の連携を強化します。
- イ 外部人材（指導者）の指導力向上のため、研修会への参加を促します。

(2) 部活動指導に係る負担の軽減

① 部活動休養日等の完全実施

- ア 教員の部活動指導における負担が過度にならないように、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。
- イ 保護者等に対して、活動方針や計画（休養日の設定など）について説明し、共通理解を図ります。

②部活動の地域への移行や合理的・効果的な部活動の推進

- ア 他地域少年団等との連携等の情報を収集し検討します。
- イ 限られた教員数の中で部活動を実施するためには、部の再編も視野に入れた検討を行います。
- ウ 令和9年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を目指します。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

①在校等時間の客観的な記録

- ア 出退勤時間の適切な管理により、教職員の在校等時間を客観的に記録し、勤務状況を証明するため保存管理を行います。

②教職員の勤務状況の把握の徹底

- ア 教職員の勤務時間について客観的な方法で把握し、過重労働による健康被害の防止に努めます。その際、校長は実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導するものとします。

③会議等の運営方法の工夫

- ア 会議、打合せの必要性を精査し、回数の削減を図ります。
- イ 会議への出席は必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議等において報告することとします。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、村で実施しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・保護者や地域住民等の理解と協力を得るため、首長部局と連携し、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、保護者や地域住民等へ丁寧に説明し、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。